



けやりん通信 Vol.12

オーナー様へのお知らせやためになる情報をお届けします！

今月の
topic

賃貸住宅フェア2019in東京へ

社員研修で行ってまいりました！！

東京ビッグサイトで7月30日・31日に開かれた
賃貸住宅フェア2019ー
弊社では2019年度社員研修として、1日目と2日目の
2組に分かれ参加しました！！

参加者の熱気に包まれた会場内には、多くのブースが
出展しており、セミナーも数多く開催されておりました。
社員は人の多さに圧倒されながらも、各々が興味を持った
セミナーに参加したり、ブースに立ち寄りたりと有意義な
時間を過ごしたようです。

業界の最新動向に触れ、帰りのバスではお互いの仕入れた
情報をシェアするなど、早くも改革の予感がする社員
研修となりました。



★けやりんの相続プチ講座★

～配偶者の税額軽減について～

配偶者の税額軽減制度とは、被相続人の配偶者が相続や遺贈により、実際に取得した財産
について、①1億6,000万円 ②配偶者の法定相続分(1/2～3/4)、のどちらか多い金額まで、
配偶者に相続税がかからない制度です。つまり、遺産分割が済んでいる財産のうち、少なく
とも1億6,000万円部分については、相続税は課税されないことになります。

しかし、2次相続まで考えたときに、1次相続で本制度を最大限活用しないほうがよいこ
ともあります。理由としては、2次相続で①配偶者の方の固有財産が多い場合には、遺産額
が増える、②相続人の数が減ることで適用税率が上がる、ことが挙げられます。

相続対策をする際は、2次相続まで想定したシミュレーションが必要です。

(監修：小笠原税理士事務所)

編集後記：早いもので、まもなく1年の3分の2が過ぎようとしています。来る繁忙期ま
でに何を取り組むかで結果が左右されるなか、弊社では社内システムの再構築や、機構改
革に取り組んでおります。社員が業務に専念でき、オーナー様に価値ある提案ができるよ
う、今後とも改革を進めていきたいと思っております。(齊)

【編集・発行】
株式会社けやき総合管理
事業戦略室
甲府市国母5-9-19
TEL：055-231-5477
eisui@keyaki-s.com